熊本労働局

Press Release

報道関係者 各位

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室 賃金室長 柴田 一成 賃金室長補佐 竹森栄見子 (電話) 096-355-3202

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する 異議の申出及び建議について

一熊本地方最低賃金審議会答申一

熊本地方最低賃金審議会(会長 高峰 武 熊本学園大学特命教授)は、令和4年8月23日(火)に熊本労働局長(新田 峰雄)から「最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」の諮問を受け、同審議会において慎重に審議を行った結果、同日に「令和4年8月5日付け答申(※注)どおり決定することが適当である」との結論を取りまとめ、同日答申を行いました。

(※注) 現行の熊本県最低賃金(時間額821円)を「32円」引上げ、時間額853円とするもの

さらに、同審議会は、熊本労働局長(新田 峰雄)に対して、最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充について関係行政機関への働きかけを行うこと、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を一層推進することなどを内容とする建議(最低賃金法第21条の規定に基づく)を行いました。建議の内容は別添のとおりです。

【参考】最低賃金法第21条

最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方 最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査 審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。



熊 賃 審 発 第 14 号 令和 4 年 8 月 23 日

熊本労働局長 新田 峰雄 殿

> 熊本地方最低賃金審議会 会長 高峰 武

最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策等について(建議)

熊本地方最低賃金審議会は、標記に関し、下記のとおり最低賃金法第 21 条の規定に 基づき建議する。

記

最低賃金の引上げとそれを支援する各種施策は車の両輪である。ついては、次の事項が実現されるよう要望する。

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化、燃料費や原材料費の高騰等の影響を踏まえ、政府における最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策について、一層の拡充と迅速・適切な実施に向けて、厚生労働本省や熊本県等関係行政機関に働きかけを行うこと。

特に、「業務改善助成金」については、これまで以上に制度の周知徹底を図り、より一層活用促進に努めるとともに、さらに申請しやすい制度となるよう手続きの見直し、迅速な支給決定等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること。 なお、支援の拡充に当たっては、賃金水準が相対的に低い地域に対して、重点的に実施されるよう強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については 労使共通の認識であり、生産性向上や取引適正化を通じて各企業が賃金引上げの原 資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取組や価格転嫁への国民及び事業者の理解を促す広報活動の実施など 賃金引上げに向けた環境整備を推進するよう政府に対し強く要望する。

また、賃金引上げが円滑に実施されるよう賃金引上げを行った企業に対する優先的な政府調達、税制・社会保障面での優遇など、こうした中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備をさらに推進するよう要望する。